



発行
両津病院WLB
推進PTチーム



@WLB推進のため インデックス調査を行ないます

「看護職のワーク・ライフ・バランス(WLB)インデックス調査」は、【施設調査】と【職員調査】の2種類の調査を組み合わせデータを集めることにより、働く側と両津病院がワーク・ライフ・バランスの現状を評価することができ、今後の推進制度を推し進めるうえで参考となる様に作られています。
今年も6月に実施しますので、調査へのご協力をおねがいします。(今回で最後です。)

KONNICHIIWA

こんにちは。

たかはしあかり
高橋亜佳里さん(病棟)



3月からお世話になっています。わからないことが多く、先輩の皆様により丁寧な指導をしていただきながら過ごしています。私は、柴犬2匹(今年4歳になるオスの茶柴と2歳になるメスの黒柴)を飼っています。2匹とも顔がかわいく、毎日癒されています。よく散歩やドライブに連れて出かけるので、見かけたときには声をかけてください。これからも、よろしくお願いします。

前回に続き、今年採用されて、これから一緒に働く方々を紹介します。皆様よろしくお願ひします。

こんどうなお
近藤奈央さん(臨床検査科)



はじめまして。4月から両津病院検査科で、臨床検査技師として働くことになりました。近藤奈央と申します。群馬大学の保健学科で4年間検査について学びました。両津病院は昔わたしが生まれた病院でもあるので、職員として働くことをとても嬉しく思います。初めはご迷惑をお掛けするかもしれませんが、一つの仕事を丁寧にこなすよう心掛け、早く一人前になれるよう頑張りたいです。よろしくお願いします。



『教えて石塚特別執行委員 第10回目 「労働時間の考え方」について

新しいガイドラインでは、具体的に労働時間として扱うべき時間として3つの例をあげています。

ア) 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内で行った時間

イ) 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待時間」)

ウ) 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

また、これ以外で「指揮命令下に置かれていると評価される時間」についても労働時間として取り扱うこととしています。これらは、就業規則等の定めにかんがわず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものとされ、労働者の行為が使用者から義務付けられ、またはこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されることとしています。